



個人が申請	休業や失業で家賃が払えない人	給付	支給家賃額(上限額): 39,000円~61,000円 (原則3か月、最長9か月まで延長可) (3ヶ月の再支給可) ※支給要件等が複数あります。	なわて生活サポート相談 (福祉政策課内) 内線 340、341 直通 072-877-1481	
	新型コロナ感染症に感染(または発熱等)により、給与を受け取ることができなかった人		傷病手当金 対象: 国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で連続して4日以上労務に服することができなかった人 支給額: (直近の継続した3か月間の給与収入の合計÷就労日数)×2/3×支給対象日数【上限あり】 ※適用期間が延長されました。 適用期間: 令和2年1月1日から令和3年6月30日までの間(入院が継続する場合等は最長1年6か月) / 【郵送による手続き可】		ほけんねんきんが 保険年金課
	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者または大企業のシフト労働者または大企業のうち、休業手当の支払いを受け取ることができなかった人		新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 支援金額: ①×② ①1日あたり支給額(上限11,000円) ②休業日数 申請期限: 休業した時期により異なります ※申請には一定の要件があるため、詳細についてはコールセンターへお問い合わせ下さい。		新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コールセンター 0120-221-276
	休業や失業で住宅を失った(失うかもしれない)人		貸出 離職者等退去者への府営住宅の提供 入居期間: 6か月以内(最長1年まで延長可能) 月額使用料 4,000円(保証金・共益費免除)		大阪府住宅まちづくり部 住宅経営室経営管理課 06-6210-9749
	休業や減収などで生活費が必要である人		貸付 緊急小口資金 20万円以内 返済措置: 1年、償還期間: 2年以内		四條畷市社会福祉協議会 072-878-1210 ※必ず事前にお問い合わせください。
	失業や減収などで生活が維持できない人		貸付 総合支援資金 月20万円(単身15万円)以内貸付 / 原則3か月以内、条件により3か月の延長及び3か月の再貸付可 / 返済措置: 1年、償還期間: 10年以内		子ども支援課
	ひとり親家庭または寡婦で、収入が減少し、生活が困難な人		貸付 大阪府母子・父子・寡婦福祉資金 直近3か月の給与の平均月収に就労できない期間を掛けた金額(貸付限度額105,000円以上の場合は105,000円)		子ども支援課
申請不要	給付 令和3年4月分の児童扶養手当を受けている人	(申請不要) 児童1人当たり5万円を5月11日に支給	子ども支援課		
個人が申請	給付 公的年金給付等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国) 児童1人当たり5万円 ※申請方法や受付時期など詳しい内容が、決まり次第、広報誌や四條畷市ホームページなどでお知らせします。 ※令和2年度の「ひとり親世帯臨時特別給付金」の申請者や四條畷市から案内を送付した人のうち、支給対象者に該当する可能性がある人には、5月中旬頃に案内を送付予定です。	子ども支援課		
個人が申請	給付 申請日時点で児童扶養手当の支給要件に該当するひとり親世帯等で、新型コロナ感染症の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている人				

●妊産婦の方への検査及び相談に関する事業

新型コロナウイルスの検査	対象: 次のすべてにあてはまる方 (1)分娩予定日が概ね2週間以内の妊婦の方(ただし、医師の判断により、検査時期が早くなる可能性有) (2)発熱などの感染を疑う症状がない方 相談先: 妊婦健診を受けているかかりつけ産科医療機関	大阪府 お問合せ総合ダイヤル 06-7166-9988
新型コロナウイルスに感染した妊産婦の方への電話による相談支援	内容: 新型コロナウイルスの感染が確認された妊産婦の方で健康面や出産後の育児などに不安を感じ支援を希望する方へ助産師などにより、訪問による専門的なケアや電話による相談支援	

●就職活動の支援

大阪府緊急雇用対策特設ホームページ「にであう」	対象: 年齢・状況問わず「働きたい」と思っているすべての人 内容: 13万件以上の求人情報のほか、企業とのオンライン面談、webセミナー、面接対策など、就職に役立つ様々なサービスが利用可能。コロナ禍での就職活動を応援する特別相談窓口も開設。 ※詳しい内容については、ホームページをご覧ください	にであう事務局 06-4794-7057 (平日: 9:30~17:00)
-------------------------	--	---




かくしゅしんこく のうふ かん
●各種申告や納付に関すること

個人が申請	新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険料の納付が困難な人	減免	国民健康保険料の減免 【郵送による手続き可】	要件 1:主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人(減免額:保険料全額免除) 要件 2:主たる生計維持者の収入減少の見込みがあり、別途定める要件をすべて満たす人(減免額:別途定める計算方式にて算出)	保険年金課
	新型コロナウイルス感染症の影響により、後期高齢者医療保険料の納付が困難な人	減免	後期高齢者医療保険料の減免 【郵送による手続き可】	要件 1:主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人(減免額:保険料全額免除) 要件 2:主たる生計維持者の収入減少の見込みがあり、別途定める要件をすべて満たす人(減免額:別途定める計算方式にて算出)	
	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難な人	免除	国民年金保険料免除の特例 【郵送による手続き可】	令和2年2月以降の所得の状況により、国民年金保険料の免除を受けられる場合があります。 免除適用期間:令和元年度分(令和2年2月分から6月分まで)及び令和2年度分(令和2年7月分から令和3年6月分まで)	
	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難な人	猶予	国民年金保険料の猶予 【郵送による手続き可】	令和2年2月以降の所得の状況により、国民年金の学生納付猶予を受けられる場合があります。 猶予適用期間:令和元年度(令和2年2月から3月分まで)、令和2年度(令和2年4月から令和3年3月分まで)、令和3年度(令和3年4月から令和4年3月分まで)	
水道料金、下水道使用料の納付が困難な人	相談	相談を受け付けていますので、お問い合わせください。		四條畷水道センター 072-876-7302	
個人市民税・府民税の申告が困難な人	延期	申告期限を令和3年3月15日から4月15日まで延長します。【郵送手続き可】		税務課	
市税の納付が困難な人	猶予	猶予制度がありますので、お問い合わせください。		徴収対策課	
介護保険の納付が困難な人	猶予	猶予制度がありますので、お問い合わせください。		くすのき広域連合本部 総務課06-6995-1516	

じぎょうぬし たいしやう しんがたころなういる すかんせんしやう かん しえんいちらん
●事業主を対象とした新型コロナウイルス感染症に関する支援一覧

助成	小学校休業等対応支援金(フリーランス)	がっこうとうきゅうぎやうとうたいおうしえんきん かりーらんす	
	小学校休業等対応助成金	がっこうとうきゅうぎやうとうたいおうしえんきん	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター 0120-60-3999 平日・休日 9:00~21:00
融資	雇用調整助成金(特例)	こやうちやうせいじよせいきん とくれい	
	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	しんがたころなういる すかんせんしやうたいおうきゅうぎやうしえんきん きゅうふきん	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 月曜日~金曜日8:30~20:00、土曜日・日曜日・祝日8:30~17:15
	危機関連保証 セーフティネット4号保証 セーフティネット5号保証(指定業種のみ)	ききかんれんほしょう せーふていねっと ごうほしょう せーふていねっと ごうほしょう していぎやうしゆ	大阪信用保証協会(門真支店) 06-6906-2511 ※認定証に関することは産業振興課【郵送手続き可】
給付	新型コロナウイルス感染症特別貸付	しんがたころなういる すかんせんしやうたいおうきゅうぎやうしえんきん	日本政策金融公庫(守口支店) 06-6993-6121
	大阪府雇用促進支援金	おおさかふ こやうそくしん しえんきん	大阪府雇用促進支援金事務局 06-4794-7050(9:30~17:30)(平日)
	大阪府営業時間短縮協力金	おおさかふえいぎやうじかんとんしゆくきやうりよくきん	大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター 06-6210-9525(9:00~18:00) ※日曜日及び祝日を除く。
補助	一時支援金	いちじしえんきん	一時支援金事務局相談窓口 0120-211-240(IP電話専用回線:03-6629-0479) 8:30~19:00 ※土日、祝日含む全日)
	事業再構築補助金	じぎょうさいこうちくほじよきん	事業再構築補助金事務局コールセンター 0570-012-088(IP電話専用回線:03-4216-4080) 9:00~18:00 ※土日祝日を除く。
	飲食店舗宅配導入支援【市独自】 飲食店舗テイクアウト支援【市独自】	いんしよくてんぼたくはいどうにゅうしえん しどくじ いんしよくてんぼていくあうとしえん しどくじ	産業振興課 ※申請受付は令和3年6月30日まで【原則、郵送申請またはメールフォーム申請】 産業振興課 ※申請受付は令和3年9月30日まで【原則、郵送申請またはメールフォーム申請】

来庁せずに郵送等で手続きができる業務	新型コロナウイルス受診相談センター (24時間対応) 06-7166-9911 FAX06-6944-7579(FAX は聴覚障がい等の方向けです。)
住民票の写しのインターネット及び郵送請求等、市役所に来庁せずにできる手続きがあります。詳細は市ホームページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ぜひご活用ください。	 <p>次の症状がある人はすぐに相談してください。 ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ・重症化しやすい人(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。 ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある人、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いた治療をしている人</p>